

介護保険財政について

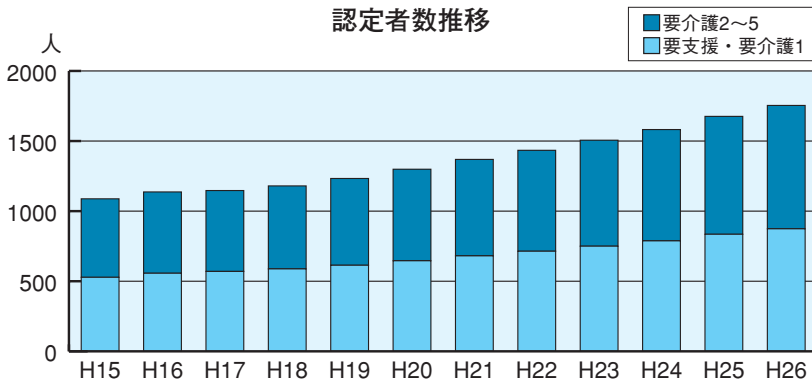
平成12年4月にスタートした介護保険制度は、社会に定着してきました。一方で、介護保険料については前回の見直しから3年が経過し、この間にも高齢者数及び認定者数・介護給付費も増加しており、その不足分は基金等を取り崩して補ってきました。今後、地域支援事業などの新たな取り組みを展開し、利用者のさまざまなニーズに対応していくためには、健全な財政基礎を確立していく必要があります。そこで、今後3年間の高齢者数や認定者数、介護給付費を推計し、適正な介護保険料を試算しました。

町民の3人に1人が高齢者に

現在、町の65歳以上の高齢者人口は7,152人、総人口に占める割合（高齢化率）は、21.98%となっています。平成27年には、9,757人、高齢化率29.93%となり、町民の約3人に1人が高齢者になると予測されます。また、要介護等認定者数は、今後も比較的軽度の要支援、要介護1を中心に増加していくと予想され、さらに寝たきりや認知症の高齢者の増加により、平成26年には、約1,800人に達すると予測されます。



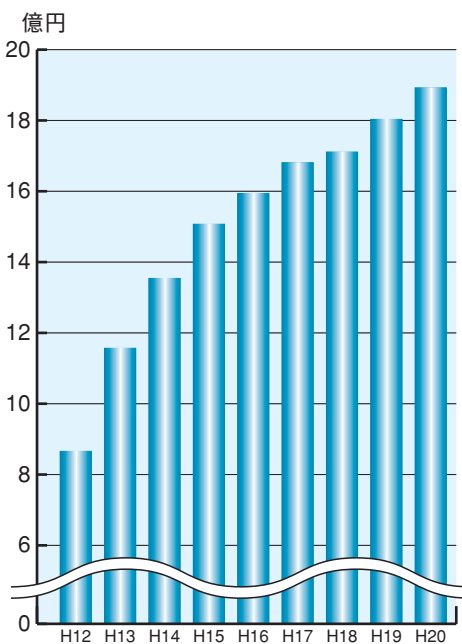
認定者数推移



5年間で給付費が2倍に

平成12年には約8億7千万円だった介護給付費も、認定者数の増加や利用サービス量の増加により、5年間で約2倍近くにも増加しています。今後も介護給付費は増加していくと予想され、このままの保険料ではまかないきれなくなってしまう。

介護給付費の推移



介護保険料の算定

今後3年間の介護保険運営のために必要な総費用は約54億1千万円（給付費52億9千万円＋地域支援事業1億2千万円）と見込まれ、その19%である10億3千万円が1号被保険者（65歳以上の方）の保険料でまかなうべき額となります。そこに、調整交付金、基金取り崩し額、保険料段階等を考慮すると、*保険料基準額は年額46,800円程度となる見込みです。

◎問い合わせ
☎内線 314-316
子育て介護課

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{介護サービス} \\ \text{に係る経費} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{地域支援事業} \\ \text{に係る経費} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{65歳以上の負担分} \\ \text{(19\%)} \end{array} \right]}{\left[\text{3年間の65歳以上の方の延べ人数} \right]} = \left[\text{基準額} \right]$$

*実際の保険料は、個々の所得状況に応じ、基準額に一定の割合を掛けた額となります。